

令和２年度 一般廃棄物処理実施計画

計画の目的

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第６条第１項」に基づき定められた「鹿児島市一般廃棄物処理基本計画」の推進及び実施のために必要な事項を定めるものである。

ごみ処理実施計画

1 処理区域 鹿児島市全域

2 計画期間

令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで

3 処理計画量

ごみ排出量	内訳	
	計画収集	直接搬入
190,510t	134,537t	55,973t

1人1日あたり ごみ排出量	うち 計画収集
870g	615g

※人口は、599,829人

最終処分量
27,878t

最終処分率
13.8%

焼却量
152,059t

※「最終処分量」とは、もやせないごみ、一部の粗大ごみ、処理残渣などを埋立処分場で処理する量

資源化量	内訳			
	分別収集	※中間処理による資源化	資源物回収活動回収量	民間資源化
41,534t	29,562t	1,026t	3,365t	7,581t

※「中間処理による資源化」とは、焼却施設、粗大ごみ処理施設で処理する過程で資源化できた量

資源化率
20.6%

※資源化率＝資源化量÷（ごみ排出量＋資源物回収活動回収量＋民間資源化）

4 令和2年度の取り組み

(1) ごみの発生・排出抑制のための方策に関する事項

市は、ごみの発生・排出抑制及び再資源化施策を推進するものとし、市民・事業者への3Rの浸透を図るため、以下の施策を実施する。

① 広報・啓発活動の充実

○ 市政出前トークの開催

- ・「ごみ・資源物の適正な分別とリサイクル」、「事業所のごみ処理」をテーマとした町内会等への啓発

○ 3R推進事業

- ・家庭のごみ出しカレンダーの作成・配布
- ・ごみ分別促進アプリの配信
- ・市電等の公共交通機関による広告の実施
- ・児童作品コンクールの開催
- ・3R推進キャンペーンの実施
- ・高齢者向けごみ分別マナー啓発チラシの作成・配布など
- ・町内会等各種団体へ出向いたごみ分別説明会の開催
- ・学生向けごみ分別マナー講座の開催

○ みんなで取り組むごみ減量PR事業【新規】

○ 店頭回収を行っている店舗の情報提供

○ ホームフードリサイクルグリーン事業

- ・生ごみ資源循環実感プロジェクトの実施
- ・コンポストサポーターの育成によるダンボールコンポストの地域への普及
- ・ダンボールコンポストについて学べる市民向け講座の開催
- ・市民農園利用者を対象としたダンボールコンポストの無料配付

○ フリーマーケットの開催に関する情報提供

○ 資源物回収活動の活性化推進事業

- ・市民団体が実施する資源物回収活動の回収量及び実施回数に応じた補助や優良団体の表彰の実施

○ 親子で取り組む「もやせるごみ」減量実践モニター事業

- ・「もやせるごみ」減量に取り組んだ親子モニターの減量結果、効果ある取組方法の市民への情報提供

② 粗大ごみの有効活用の促進

○ かがしま環境未来館管理運営事業

- ・インターネットによる不用品交換情報の提供

③ かがしま環境未来館の活用

○ かがしま環境未来館管理運営事業【再掲】

- ・3Rに関連する講座の開催
- ・リユース・リサイクルショップの運営

④ 環境教育の充実

○ 3R推進事業【再掲】

- ・市内小学4年生への社会科学習資料「ストッピーとさくりんのごみ・まち美化教室」の作成・配布

- ごみ処理施設見学の実施
- かごしま環境未来館管理運営事業【再掲】
 - ・ごみの 3R 教室の実施
- ホームフードリサイクルグリーン事業【再掲】
 - ・小学生向けの生ごみのリサイクル授業の実施
 - ・ダンボールコンポストの教員向け講座の開催
 - ・市民農園利用者を対象としたダンボールコンポストの無料配付
- 親子で取り組む「もやせるごみ」減量実践モニター事業【再掲】
 - ・小学生を対象とした親子モニターの募集、事業の実施
- 地球を守るぞ！エコ保育所・幼稚園・認定こども園促進事業
- 学校版環境 I S O 認定事業
- ⑤市民や事業者の取り組みのサポート
 - ・市民や事業者が率先して行うごみの減量化や資源化に向けた提案や取り組みに関するホームページなどでの啓発
- ⑥事業所への指導の強化
 - 廃棄物適正処理指導事業
 - ・多量排出事業所からの減量に関する計画書や収集・運搬許可業者からの処理実績報告書等の徴収
 - 事業系ごみ減量推進事業
 - ・清掃工場での搬入検査の強化
 - 事業所ごみ対策事業
 - ・事業所等での講座の開催による啓発
- ⑦優良な収集・運搬許可業者の育成
 - ・優良な収集・運搬許可業者を育成するための指導方法や優良業者の評価方法などについての調査・研究
- ⑧清掃事業審議会の開催
- ⑨補助事業の推進
 - 資源物回収活動の活性化推進事業【再掲】
 - ・市民団体が実施する資源物回収活動の回収量及び実施回数に応じた補助
 - ホームフードリサイクルグリーン事業【再掲】
 - ・生ごみ処理機器を購入設置した市民に対する補助
 - ごみステーション整備費補助金
 - ・ボックス型のごみステーションの整備に対する補助を行う。
 - 剪定枝資源化事業
 - ・剪定枝粉碎機を購入した市民に対する補助【新規】

(2) ごみの減量化及び資源化に関する事項

市は、これまで継続しているごみの減量化及び資源化に対する啓発活動等を進めることにより、更なる減量化の拡充を図るため、以下の施策を実施する。

- ごみ処理の有料化の効果、問題点などの調査・研究
- 計画収集に係る粗大ごみの有料化
 - ・平均的な重量が 30 キログラム未満のものとして市長が定めるもの
1 個又は 1 組につき 350 円

- ・平均的な重量が 30 キログラム以上のものとして市長が定めるもの
1 個又は 1 組につき 700 円
- 新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業
 - ・建設工事を実施（2021 年まで）
- 小型家電リサイクル事業
 - ・使用済小型電子機器等の回収
- 民間事業者との連携による資源化の推進
 - ・インクトナーカートリッジの拠点回収
 - ・パソコンの宅配便回収
- ホームフードリサイクルグリーン事業【再掲】
 - ・水切り器具や水切り啓発用チラシの配布による生ごみの水切り活動の支援
 - ・市民農園利用者を対象としたダンボールコンポストの無料配付
- 古紙の排出方法の変更
 - ・市で収集する古紙については排出時における市民の利便性を高めるため、透明ごみ袋に入れての排出を可能とするように変更
- 剪定枝資源化事業
 - ・家庭用剪定枝粉碎機の無償貸出

（3）ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する事項

市は、効率的な収集・運搬体制を検討するとともに、事業系ごみや在宅医療廃棄物の適正排出の徹底など、ごみの適正な処理を推進するため、以下の施策を実施する。

- 家庭ごみの高齢者等戸別収集サービス（まごころ収集）事業
 - ・家庭ごみを自らごみステーションに運ぶことが困難な高齢者等に対する戸別収集の支援
- カラス対策事業
 - ・天文館地区のごみ収集場所におけるカラス対策として行う意識啓発、排出対策等の試行実施
- 廃棄物監視指導員設置事業
 - ・監視指導員による、市以外の者が一般廃棄物をごみステーションから収集し、運搬することの防止
- 事業系ごみ減量推進事業【再掲】
 - ・事業所向け広報チラシの作成・配布
 - ・清掃工場での搬入検査の強化
- 事業所ごみ対策事業【再掲】
 - ・事業所等での講座の開催による啓発
- ごみ収集車等整備事業
 - ・ごみ収集車 1 台（中型車）、及び業務連絡用等車両 1 台（軽深ダンプ）の買い換え
- 北部・南部清掃工場ごみ焼却処理業務等委託
- 北部・南部清掃工場施設整備事業
 - ・両清掃工場の焼却施設等の維持管理のための整備工事
- リサイクルプラザ施設整備事業
 - ・リサイクルプラザの施設維持管理のための整備工事、各種機器類の整備

- 新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）の整備・運営事業【再掲】
 - ・建設工事を実施（2021年まで）
- 横井埋立処分場維持管理等整備事業
 - ・横井埋立処分場の維持管理のための補修工事

（4）不法投棄への対応

市は、廃棄物の不法投棄を取り締まるため、以下の施策を実施する。

- 廃棄物監視指導員設置事業【再掲】
 - ・廃棄物監視指導員による監視パトロールの実施

（5）その他ごみの処理に関し必要な事項

- ①市は、災害時におけるごみ処理対策について、鹿児島市地域防災計画に従い、適切に対応する。
- ②市で処理できないものの周知を図る。
- ③一般廃棄物会計基準の導入について、調査・研究を進める。

5 収集・運搬計画

(1) 市で収集するごみ・資源物

市で収集するごみ・資源物は、一般家庭の日常生活活動に伴って生じたごみ・資源物とする。ステーション収集における家庭のごみ・資源物の収集日は、地域ごとに定められた収集日とし、収集日当日に、朝8時までに排出するものとする。

ア ステーション収集・戸別収集

令和2年4月・5月

ごみ・資源物の種類	収集・運搬				処分等			
	主体	回数	排出方法	方式	方法	主体	施設	
① もやせるごみ	市 (直営及び委託)	週2回	台所ごみ、紙くず、木くず、繊維類、プラスチック製品、皮革類、ゴム類等を透明ごみ袋(容量は45リットルまで)に入れて排出する。 木切れ等はひもで束ねて排出する。	ステーション 収集	焼却	市	北部清掃工場 南部清掃工場	
② もやせないごみ		月1回	陶磁器類、ガラス類等を透明ごみ袋(容量は45リットルまで)に入れて排出する。		埋立		横井埋立処分場	
③ 缶・びん		月 2~3回	キャップ等を外し、軽くゆすぎ、「缶・びん」と「ペットボトル」は別の透明ごみ袋(容量は45リットルまで)に入れて排出する。		資源化		リサイクルプラザ	
④ ペットボトル								
⑤ プラスチック容器類		週1回	汚れを取り除き、透明ごみ袋(容量は45リットルまで)に入れて排出する。					
⑥ ~ ⑪ 古紙類		週1回	⑥新聞・チラシ、⑦段ボール、⑧雑誌類、⑨紙箱・包装紙等、⑩紙パックはそれぞれひもで束ねるか紙袋、または透明ごみ袋(容量は45リットルまで)に入れて排出する。			民間業者		民間施設
		月2回	⑪衣類は透明ごみ袋(容量は45リットルまで)に入れて排出する。					
⑫ 電球・蛍光灯		月1回	「電球・蛍光灯」、「乾電池」、「スプレー缶類」は別の透明ごみ袋(容量は45リットルまで)に入れて排出する。		市	北部清掃工場		
⑬ 乾電池								
⑭ スプレー缶類								
⑮ 金属類		月1回	金属製品、電化製品(家電リサイクル法対象品を除く)等を透明ごみ袋(容量は45リットルまで)に入れて排出する。		民間業者	民間施設		

⑯ 粗大ごみ (※)	不定期	電話で申し込み、粗大ごみ 処理手数料券を貼付して排 出する。	戸別 収集	埋立	市	粗大ごみ 処理施設
						横井埋立 処分場

令和2年6月～令和3年3月

ごみ・資源物の種類	収集・運搬				処分等			
	主体	回数	排出方法	方式	方法	主体	施設	
① もやせるごみ	市 (直営 及び 委託)	週2回	台所ごみ、紙くず、木くず、 繊維類、プラスチック製品、 皮革類、ゴム類等を透明ごみ 袋(容量は45リットルまで) に入れて排出する。	ステーション 収集	焼却	市	北部清掃工場 南部清掃工場	
② もやせないごみ		月1回	陶磁器類、ガラス類等を透 明ごみ袋(容量は45リットル まで)に入れて排出する。		埋立		横井埋立 処分場	
③ 缶・びん		月 2～3回	キャップ等を外し、軽くゆ すぎ、「缶・びん」と「ペット ボトル」は別の透明ごみ袋(容 量は45リットルまで)に入れ て排出する。		資源化	リサイクル プラザ		
④ ペットボトル								
⑤ プラスチック 容器類		週1回	汚れを取り除き、透明ごみ 袋(容量は45リットルまで) に入れて排出する。				民間 業者	民間施設
⑥～⑪ 古 紙類		週1回	⑥新聞・チラシ、⑦段ボー ル、⑧雑誌類、⑨紙箱・包装 紙等、⑩紙パックはそれぞれ ひもで束ねるか紙袋、または 透明ごみ袋(容量は45リット ルまで)に入れて排出する。			市		
		月2回	⑪衣類は透明ごみ袋(容量 は45リットルまで)に入れて 排出する。					
⑫ 電球・蛍光 灯		月1回	「電球・蛍光灯」、「乾電池」、 「スプレー缶類」は別の透明 ごみ袋(容量は45リットルま で)に入れて排出する。			民間 業者	民間施設	
⑬ 乾電池								
⑭ スプレー缶類								
⑮ 金属類		月1回	金属製品、電化製品(家電 リサイクル法対象品を除く) 等を透明ごみ袋(容量は45リ ットルまで)に入れて排出す る。			戸別 収集	市	北部清掃工 場 民間施設
⑯ 剪定枝		不定期	電話で申し込み、排出する。					埋立
⑰ 粗大ごみ (※)		不定期	電話で申し込み、粗大ごみ 処理手数料券を貼付して排出 する。					

※ 粗大ごみとは、製品としての形状を有し、その最大の辺又は径がおおむね 50cm 以上 200cm 以下であり、かつ重量がおおむね 60 kg 以下であるもの及び市長が特に認めるものをいう。

イ 使用済小型電子機器等のボックス回収

使用済小型電子機器等の回収品目(携帯電話やデジタルカメラなど 14 品目)は、専用の回収ボックス(28 か所)で市が回収を行い、認定事業者において資源化を行う。

ウ 水銀添加廃製品の拠点回収

水銀添加廃製品(水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計)は、市役所本庁・各支所にて市が回収を行い、民間業者において資源化を行う。

(2) 排出者又は許可業者が施設へ直接搬入するごみ・資源物

ア 事業系ごみ

商店、工場、事務所、会社、学校等事業活動に伴い生じた一般廃棄物(事業活動に伴って生じた産業廃棄物は除く)は、排出者が自ら処理施設へ持ち込むか、市の許可を持っている一般廃棄物処理業者に収集運搬を委託するものとする。

イ 引越しごみなど家庭から一時的に多量に発生したごみ・資源物

排出者が自ら市の処理施設へ持ち込むか、市の許可を持っている一般廃棄物処理業者に収集運搬を委託するものとする。

① 鹿児島市が処理できるもの

ごみ・資源物の種類	収集・運搬		処分等	
	主体	排出方法	方法	施設
もやせるごみ (事業系ごみについては、調理くずやリサイクルできない紙くずなどに限る。)	排出者 又は 許可業者	透明ごみ袋に入れるなどして排出する。	焼却	北部清掃工場 南部清掃工場
もやせないごみ (事業系ごみについては、職員などが飲食した際に排出されるものに限る。)		透明ごみ袋に入れるなどして排出する。	埋立	横井埋立処分場
缶・びん (事業系ごみについては、職員などが飲食した缶・びんに限る。)		キャップ等を外し、軽くゆすぎ、「缶・びん」と「ペットボトル」は別の透明ごみ袋に入れるなどして排出する。	資源化	リサイクルプラザ
ペットボトル (事業系ごみについては、職員などが飲食したペットボトルに限る。)				
プラスチック容器類 (事業系ごみについては、職員などが飲食した弁当がら等の容器類に限る。)				
粗大ごみ(※)		—		粗大ごみ処理施設

※ 粗大ごみとは、製品としての形状を有し、その最大の辺又は径がおおむね 50cm 以上 200cm 以下であり、かつ重量がおおむね 60 kg 以下であるもの及び市長が特に認めるものをいう。ただし、事業系ごみについては、木製のもの（金属やプラスチックが付いていないもの）や布団に限る。

（注）事業系ごみのもやせないごみ、缶・びん、ペットボトル、プラスチック容器類は個人の消費活動（職員等の飲食など）に伴うものに限る。

② 民間業者が処理できるもの

ごみ・資源物の種類	収集・運搬		処分等
	主体	排出方法	方法（許可業者数）
古紙類	排出者 又は 許可業者	民間業者が 定めた方法	破砕(4社)、破砕・圧縮(3社)、 固形燃料化(3社)、圧縮(2社)、 選別・堆肥化(1社)、選別(1社)
生ごみ			堆肥化(4社)、飼料化(2社)、 選別・堆肥化(1社)、脱水(1社)
草木類			破砕(23社)、固形燃料化(3社)、 堆肥化(1社)、選別・堆肥化(1社)、 飼料化(1社)、選別(1社)
プラスチック製品類			破砕(5社)、固形燃料化(3社)、 圧縮(2社)、減容(3社)、選別(1社)
繊維製品類			破砕(2社)、固形燃料化(3社)、 圧縮(2社)、選別(1社)
金属製品類			破砕(4社)、選別(1社)、圧縮(2社)
ガラス・陶磁器製品類			破砕(4社)、選別(1社)
コンクリート製品類			破砕(1社)、選別(1社)

（令和2年3月1日現在）

(3) 市で処理ができないもの

次の品目については、リサイクルが可能であることや、施設での処理が困難であること等の理由により、市は収集運搬及び処分（施設での受入れを含む）を行わない。

ア 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が適用される家電製品
エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

イ 適正処理困難物

ピアノ、鉄柱（長さ2mを超えるもの）、大型温水器（太陽熱温水器を含む）、農機具、タイヤ、コンクリート片、ブロック、砂、土、石（直径3cm以上）、瓦、ガスボンベ、消火器、バッテリー、廃油、灯油、塗料、火薬、農薬などの危険物、在宅医療廃棄物（鋭利なもの）など

（ただし、砂、土、石（直径3cm未満）については、家庭から出たものを自ら

施設に鉢やプランター等に入れた状態で搬入する場合は 5 個を上限に受け入れる。)

ウ 特別管理一般廃棄物

(4) 一般廃棄物収集運搬業の新規許可の方針

本計画におけるごみの発生量と一般廃棄物収集運搬業許可業者の処理能力を比較すると、既存の許可業者で十分処理が可能であることから、生ごみを含む「ごみ」の一般廃棄物収集運搬業の新規許可は、令和 2 年度も引き続き原則として行わないものとする。

ただし、引越しや遺品整理等に伴う廃棄物の収集運搬を扱う「ごみ(生ごみを除く)」の一般廃棄物収集運搬業の新規許可は、市民の多様なニーズに対応する必要があることから、今後行うものとする。

6 中間処理計画

(1) 焼却処理施設

名 称	北部清掃工場	南部清掃工場
所 在 地	鹿児島市犬迫町 11900 番地	鹿児島市谷山港三丁目 3 番地 3
供用開始	平成 19 年 4 月	平成 6 年 4 月
敷地面積	51,600m ²	30,300m ²
処理方式	連続燃焼式燃焼炉(ストーカ式)	連続燃焼式燃焼炉(ストーカ式)
公称能力	焼 却：265t/日×2 基	焼 却：150t/日×2 基
煙 突 高	80m	59m
備 考	発電設備： 蒸気タービン発電機(8,700kW) 利用方法：場内利用・売電	発電設備： 蒸気タービン発電機(3,000kW) 利用方法：場内利用・売電

焼却処理量 (単位：t)

焼却対象量	152,059
焼却残渣(北部清掃工場)	11,992
焼却残渣(南部清掃工場)	7,251

(2) 粗大ごみ処理施設・リサイクルプラザ

名 称	粗大ごみ処理施設	リサイクルプラザ
所 在 地	鹿児島市犬迫町 11900 番地	鹿児島市犬迫町 11900 番地
供 用 開 始	平成 19 年 4 月	平成 14 年 4 月
敷 地 面 積	51,600m ² (北部清掃工場に併設)	14,300m ²
処 理 方 式	破砕・選別	選別・圧縮・保管
公 称 能 力	30t/5h	【缶・びん、ペットボトル】 ◆本館：33t/5h ◆3号棟：38t/5h 【紙パック】 ◆1号棟：2t/5h 【プラスチック容器類】 ◆2号棟：26t/5h
処 理 対 象 物	◆粗大ごみ	◆缶・びん、ペットボトル ◆紙パック ◆プラスチック容器類

粗大ごみ処理施設・リサイクルプラザ処理量

(単位：t)

粗大ごみ処理施設	搬入量：粗大ごみ		4,134	
	処 理 内 訳	可燃残渣（焼却処理）	3,551	
		不燃残渣（埋立処分）	29	
	売 却	鉄	533	
アルミ		21		
リサイクルプラザ	搬 入 量	缶・びん、ペットボトル	9,886	
		プラスチック容器類	5,294	
		電球・蛍光灯、乾電池、スプレー缶類	401	
		使用済小型電子機器等	2	
		合計	15,583	
	処 理 内 訳	可 燃 残 渣	（焼却処理）	2,039
			（埋立処分）	2,898
		売 却	アルミ・スチール	1,886
			ペットボトル	514
		資 源 化	ガラスカレット	3,117
ペットボトル			1,340	
プラスチック容器類			3,350	
電球・蛍光灯			78	
乾電池	156			
スプレー缶類	203			
使用済小型電子機器等	2			

7 最終処分計画

名 称	横井埋立処分場
所 在 地	鹿児島市犬迫町 11900 番地
供 用 開 始	昭和 61 年 9 月 (2 工区 2 期 : 平成 20 年 4 月)
埋 立 面 積	183,300m ² (2 工区 2 期 : 27,000m ²)
埋 立 容 積	5,008,000m ³ (2 工区 2 期 : 544,000m ³)
埋 立 方 法	セル方式

最終処分量

			横井埋立処分場 2 工区
令和元年度末残余容量見込み ① (m ³)			1,765,100
2 年 度	搬入量 (t)	直接埋立処分 もやせないごみ 粗大ごみ直接埋立	5,708
		中間処理残渣 焼 却 残 渣 選 別 残 渣	19,243
			2,927
	合 計		27,878
	埋立容量 (m ³)	ごみ・覆土 合計 ②	25,800
令和 2 年度末残余容量見込み ① - ② (m ³)			1,739,300

生活排水処理実施計画

1 処理区域 鹿児島市全域

2 計画期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 処理計画量

(単位：m³)

し尿及び浄化槽汚泥 排出量	内訳	
	し尿	浄化槽汚泥
61,182	10,403	50,779

4 生活排水処理の目標

市域内人口に占める割合 (単位：%)

年 度	2年度目標
公共下水道 (A)	83.2
地域下水道 (B)	0.8
合併処理浄化槽 (C)	11.8
単独処理浄化槽	1.8
非水洗化 (し尿収集)	2.4
汚水衛生処理率 (A + B + C)	95.8

5 生活排水処理、し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

(1) 公共下水道事業

令和2年度の公共下水道の主な整備予定区域は、下記のとおりとする。

① 土地区画整理事業に伴う区域

ア 吉野地区

イ 谷山駅周辺地区

ウ 谷山第三地区

② その他の区域

ア 吉野地区

(2) 地域下水道事業

① 市は、一部の地域の汚水を処理するため、地域下水道を設置する。

② 地域下水道の名称及び処理区域は下記のとおりとする。

名 称	処 理 区 域
牟礼岡団地地域下水道	牟礼岡一丁目、牟礼岡二丁目及び牟礼岡三丁目の全部並びに宮之浦町の一部
松陽台地域下水道	松陽台町の全部

(3) 浄化槽整備補助事業

- ① 市は、公共下水道事業計画区域外及び地域下水道処理区域外の地区において、合併処理浄化槽の設置を促進する。
- ② 浄化槽汚泥の収集運搬は許可業者が行い、安定的な収集運搬体制を確保するため、下表のとおり収集区域を定める。

また、その処理は衛生処理センターで行う。

収 集 区 域	収集運搬実施主体
本庁、谷山支所、伊敷支所、吉野支所、桜島支所管内（ただし旧東桜島支所管内に限る）	許可業者 11 社
吉田支所管内	許可業者 1 社
桜島支所管内（旧東桜島支所管内を除く）	許可業者 3 社
喜入支所管内	許可業者 2 社
松元支所、郡山支所管内	許可業者 2 社

(4) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

- ① し尿の収集運搬は市（委託）及び許可業者が行い、安定的な収集運搬体制を確保するため、下表のとおり収集区域を定める。

また、その処理は衛生処理センターで行う。

収 集 区 域	収集運搬実施主体
本庁、谷山支所、伊敷支所、吉野支所、桜島支所管内（ただし旧東桜島支所管内に限る）	公益財団法人 鹿児島市環境サービス財団
吉田支所管内	許可業者 1 社
桜島支所管内（旧東桜島支所管内を除く）	許可業者 1 社
喜入支所管内	許可業者 1 社
松元支所、郡山支所管内	許可業者 1 社

- ② し尿及び浄化槽汚泥等の中間処理において、衛生処理センターで発生するし渣は場外搬出後焼却処理を行い、汚泥については全量堆肥化を継続する。

し尿及び浄化槽汚泥の処理施設

項 目	内 容
施 設 名	衛生処理センター
所 在 地	谷山港三丁目 2 番地 1
敷 地 面 積	5,755m ²
処 理 方 式	前処理後固液分離下水道投入
処 理 能 力	344 m ³ /日（1 日 8 時間運転）
供 用 開 始	平成 13 年 4 月